

改善報告書

大学名称 大阪医科薬科大学（大阪医科大学）（大学評価実施年度 2020 年度）

1. 大学評価後の改善に向けた全般的な取り組み状況

本学は、統合前の大阪医科大学として 2020 年度に大学評価を受審し、2021 年 3 月に適合判定とともに 3 件の改善課題を受領した。2021 年 4 月に大阪薬科大学との統合により大阪医科薬科大学が誕生した。統合後、教育研究等の質の向上を図り、適切な水準に保つことを目的として、大阪医科薬科大学 内部質保証のための基本方針（資料 1－1）及び内部質保証の手続き（資料 1－2）を制定し、学長の下に全学的な内部質保証の推進に責任を負う組織として学部間協議会を設置した（資料 1－3）。

統合前の大阪医科大学にて、内部質保証の推進を担っていた教育戦略会議及び研究戦略会議を発展的に解消し、学部間協議会を大阪医科薬科大学の内部質保証の推進に責任を負う組織として明確化した。

学部間協議会では、内部質保証の手続きに基づき、学部長、機構長、センター長等を中心とするそれぞれの学部、機構やセンター等が実施した自己点検の報告を受けて、全学的観点から点検・評価を行い、その結果を学部、機構やセンター等へフィードバックするとともに、学長は、教育研究内部質保証評価会議において内部質保証体制の健全性について検証を行っている。

また、第 3 期認証評価で付された改善課題について、学部間協議会において毎年度その取り組み状況について報告を行い、点検・評価を行った（資料 1－4）。このような改善課題への全学的なモニタリングにより、着実に改善・向上につなげる仕組みを構築した。

今後においても、貴会から大学評価内容を真摯に受け止め、本学の教育研究活動の質を確保し、改善に努めていきたいと考えている。

<根拠資料>

- 1-1 大阪医科薬科大学 内部質保証のための基本方針
- 1-2 大阪医科薬科大学 内部質保証のための手続
- 1-3 大阪医科薬科大学 学部間協議会規程
- 1-4 学部間協議会 議事要旨（2021.10.5, 2022.12.6, 2024.1.5, 2024.5.7）

2. 各提言の改善状況

(1) 是正勧告

なし

(2) 改善課題

No.	種 別	内 容
1	基準	基準 1 理 念・目的
	提言（全文）	医学部、看護学部、医学研究科及び看護学研究科では、教育研究上の目的を学則又はこれに準ずる規程に定めていないため、改善が求められる。
	大学評価時の状況	旧大阪医科大学の学則には、全学的な教育目的を定めていたが、学部、研究科毎の教育研究上の目的等を定めておらず、また、学部、研究科別の規程も存在しなかった。
	大学評価後の改善状況	大阪薬科大学との統合後、医学部規程、看護学部規程、医学研究科規程、看護学研究科規程を制定し、学部・研究科の目的を明記している（資料 2-（2）-1-1～4）。
	「大学評価後の改善状況」の根拠資料	資料 2-（2）-1-1 大阪医科薬科大学 医学部規程 資料 2-（2）-1-2 大阪医科薬科大学 看護学部規程 資料 2-（2）-1-3 大阪医科薬科大学 大学院医学研究科規程 資料 2-（2）-1-4 大阪医科薬科大学 大学院看護学研究科規程
	<大学基準協会使用欄>	
	検討所見	
	改善状況に関する評定	5 4 3 2 1
No.	種 別	内 容
2	基準	基準 1 学生の受け入れ
	提言（全文）	収容定員に対する在籍学生数比率について、医学部医学科で 1.02 と高いため、学部の定員管理を徹底するよう、改善が求められる。
	大学評価時の状況	2019 年 5 月 1 日時点で、収容定員 670 人に対し、在籍学生は 684 人と超過しており、収容定員充足率は 1.02 であった。
	大学評価後の改善状況	成績下位者への支援を充実させることで、原級留置の繰り返し、成績の伸び悩みなどの課題解消を図っ

		ている。また、2017 年度に学則第 7 条を以下のように改正し、進級判定と在学年限の厳格化をはかったことも改善の一因となっており、2024 年度は、収容定員充足率が、医学部医学科で 1.00 となり改善している。なお、入学定員充足率の 5 年平均は 1.00 を維持しており、在籍学生数の過剰または未充足は生じていない（資料 2-（2）-2-1）。 【学則改正内容】 従前： 第 7 条 医学部医学科の在学年限は 1 2 年以内、看護学部看護学科の在学年限は 8 年以内とする。ただし、同一年次に 2 年を超えて在学することはできない。 2 前項の規定にかかわらず、学部長が特別の事情があると認めた者については、教授会に諮りその議を経て、学長が 1 年に限り延長を認める。 2017 年度以降： 第 7 条 医学部医学科の在学年限は、第 1・2 学年次、第 3・4 学年次、第 5・6 学年次に区分し、各区分において 4 年を超えることはできず、通算して 1 2 年以内とする。
	「大学評価後の改善状況」の根拠資料	資料 2-（2）-2-1 大学基礎データ 表 2
	＜大学基準協会使用欄＞	
	検討所見	
	改善状況に関する評定	5 4 3 2 1
No.	種 別	内 容
3	基準	基準 1 学生の受け入れ
	提言（全文）	収容定員に対する在籍学生数比率について、看護学研究科博士後期課程では 2.44 と高いため、研究科の定員管理を徹底するよう、改善が求められる。
	大学評価時の状況	2019 年 5 月 1 日時点で、収容定員 9 人に対し、在学生は 22 人と超過しており、収容定員充足率は 2.44 であった。また長期履修制度の学生数を換算

		すると、収容定員充足率は 2.22 であった。
	大学評価後の改善状況	収容定員充足率の改善に向けて、看護学研究科教授会において審議を行い、入学定員数の超過について入試合格基準の見直しを行った（資料 2-（2）-3-1）。また、修業年限内での単位取得率は、博士後期課程では平均 65.6%で低迷であった。これは、学位（博士）申請資格として主論文（原著論文）及び副論文の公表を要件とし修了生の質の担保を図っているためである。そのため、長期履修制度を設けることにより滞りなく修了者を輩出することができ改善につながった。その結果、2022 年度収容定員充足率は 1.56 となり、長期履修制度の学生数を換算すると 1.42 と改善している（資料 2-（2）-3-2）。また、2021 年度以降においても、看護学研究科教授会において継続的に定員管理に取り組んでいる（資料 2-（2）-3-3）。
	「大学評価後の改善状況」の根拠資料	資料 2-（2）-3-1 看護学研究科教授会 議事要旨（2021.6.23） 資料 2-（2）-3-2 収容定員充足率 算定に関する資料【看護学研究科博士後期課程】 資料 2-（2）-3-3 看護学研究科教授会 議事要旨（2023.9.20）
	＜大学基準協会使用欄＞	
	検討所見	
	改善状況に関する評価	5 4 3 2 1

＜大学基準協会使用欄＞

【概評】

＜改善に向けた大学全体の取り組み＞

[illegible]

＜是正勧告、改善課題の改善状況＞

[illegible]